

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
本庄市	令和三年度	地籍図四枚 本庄一丁目二地区（本庄一丁目二十六日目の一部）	令和五年五月